## 不在者投票宣誓書兼請求書

私は、台	<b>介和</b>	年	_月	_日執行の	□衆議院議員	選挙	□参議院請	養員選挙	
					□群馬県知事	選挙	□群馬県請	養会議員選	選挙
					□板倉町長選	挙	□板倉町舗	養会議員遺	選挙
					□その他(				)
の当日、	下記の	いずれ	<i>しかの</i> フ	不在者投票の	の事由に該当す	る見込	みであるこ	ことを宣誓	誓し、
不在者搭	设票を行	いたり	いので打	<b>殳票用紙及で</b>	び投票用封筒の	交付を	請求します	r.	
【不在者	首投票事	曲】							
仕事	<ul><li>学業・</li></ul>	地域	行事の	役員・冠婚	葬祭等のため				
町外	に外出・	旅行	・滞在	、町外にお	いて用務のため	り			
病気	療養・出	は産・	身体障	がい等のた	め歩行困難				
交通	至難の島	湯等に	居住又	は滞在のた	め				
住所	移転等に	こより	板倉町	外に居住の	ため				
天災	・悪天優	美等に	より投	:票所に到達	することが困難	錐			
なお、	群馬県知	事選挙	:又は群児	馬県議会議員	選挙において、公	<b>公職選</b> 挙	法(昭和25	年法律第1	00号)
第9条第3	項の規定	により	当該選	挙の選挙権を	有する場合は、	公職選挙	丝法施行令(	昭和25年政	女令第89
日) 答 50	A MARKETT								
万) 男50	条第5頃の	り規定	により、	引き続き群馬	馬県内に住所を有	するこ	との確認を申	目請します。	0
					馬県内に住所を有	するこ	との確認を申	ま請します。	0
板倉町選					馬県内に住所を有				
板倉町選	<b>建举管理</b>	委員会			馬県内に住所を有			ョ請します。 月_	
板倉町選		委員会			馬県内に住所を有				
板倉町選	選挙管理 ジャック ガーガー	委員会			馬県内に住所を有	- 令和			
板倉町選	選挙管理 ジャック ガーガー	委員会				令和     電			
板倉町選	選挙管理 がかい ガーガー	委員会			馬県内に住所を有	令和     電			
板倉町選り	選挙管理 がかい ガーガー	委員会 ナ 名 日	委員長	· 殿	月	令和 電 話			
板倉町選 フ 氏 生 選挙人	選挙管理会 ガーガー	を員会 ナ 名 日 記載	委員長	殿	月	令和 電 話			
板倉町選 フ 氏 生 選挙人 され	展挙管理会 ガガガー 名簿に記	委員会       ナ 名 日 載 所	委員長	· 殿	月	令和 電 話			
板倉町選 フ 氏 生 強 され 滞在	展挙管理 リガガ 手月 名簿に記 ている住所	委員会       ナ       名       日       載       「	委員長 群馬県	· 殿	月	令和 電 話			
板倉町選 フ 氏 生 番 選挙人 され 滞在 (投票用	展挙管理会 リ ガ ニ 月 名簿に記 ている住所 に地の住所 紙等送付	委員会 ナ 名 日 載 所 ( た)	群馬県	年 - 邑楽郡板倉	月	令和 電 話			
板倉町選 フ 氏 生 番 選挙人 され 滞在 (投票用	要挙管理会 ガガラー 名簿に住所 はの住所 とは2に となるは2に	委員会 ナー名 日 載 所 「先) を	番員長	殿 年 - 邑楽郡板倉 ください。	月	令 電 話 日			

(事務処理欄)